

第5号表（日本工業規格A列4番）

走 行 キ ロ 表
 年4月1日 から 年3月31日 まで

事業者名
 鉄道の種類

種別		区分	自己車両自線走 行 キ ロ	他鉄道車両自線 走 行 キ ロ	合 計	自己車両他線走 行 キ ロ	摘 要	
列 車	旅	客	/	/	千キロメートル	/		
	貨	物						
	混	合						
	合	計						
車 両	機 関 車	電	気	千キロメートル	千キロメートル		千キロメートル	
		内	燃					
		蒸	気					
		そ	の	他				
	旅 客 車	電	車					
		内	燃 動 車					
		客	車					
		そ	の	他				
	貨	物	車					
	特	殊	車					
	合	計						

- 備考
- 1 鉄道の種類には、鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 4 条に規定する鉄道の種類を記載すること。
 - 2 鉄道の種類の異なるごとに記載すること。
 - 3 小数点第 1 位を四捨五入すること。
 - 4 無賃扱いのものを計上しないこと。
 - 5 自己車両とは、当該鉄道事業者に所属する車両をいう。
 - 6 他鉄道車両とは、他の鉄道事業者又は軌道経営者に所属する車両をいう。
 - 7 車両の走行キロは、車種を問わず現車をもつて計算すること。
 - 8 新幹線鉄道に係るものについては、摘要欄にその旨及び内数を記載すること。